

26 新子総運 1316 号

平成 27 年 1 月 9 日

新宿区学童保育連絡協議会

会長 大久保 太郎 様

新宿区長 吉住 健一

「設備及び運営に関する陳情について」について（回答）

日ごろより、学童クラブ事業にご理解、ご協力いただきありがとうございます。新宿区学童保育連絡協議会会長からいただきました陳情について、下記のとおりお答え致します。

記

要旨

・平成 26 年 4 月 30 日公布の厚生労働省令第 63 号に基づき、学童クラブの質の維持、向上を図ってください

（回答）

・平成 26 年 4 月 30 日公布の厚生労働省令第 63 号に基づき、学童クラブの質の維持、向上を図っていきます。

理由 1

- ・支援の単位は附則で当分の間 60 名となっており、自治体向け F A Q に反する。
- ・附則ではいつまでも 60 名で良いと解釈できる。適正な期日を決めてほしい。
- ・定員は基準の倍の 80 名で 40 名という支援の単位も守られていない。

（回答）

・自治体向け F A Q では、「支援の単位は参酌すべき基準であり、地域の実情に応じて、条例で異なる内容を定めることも可能であり、経過措置を設けることも可能」としており、自治体向け F A Q に反しているとは考えていません。

・区はこれまで、集団の規模を最大「70 名」としていた従前の国のガイドラインに基づいて学童クラブの整備を進めてきました。40 名を超える学童クラブについては、国基準を上回る十分な職員を配置し、多くの職員で一つの集団の保育を行う体制を整えています。大勢の仲間と日常的に交流できるメリットを生かし、40 名を超える学童クラブも、保護者から一定の評価をいただいています。

これまでの状況も踏まえ、40 名を上回った段階で一律に二つの支援の単位に

分けることは、現段階では適当ではないと考えています。60名を上回り、支援の単位を二つに分ける学童クラブの運営状況も見ながら、しかるべき時期に判断してまいります。

・国は、一つのクラブの中で複数の支援の単位に分けて対応することも可能としており、支援の単位が守られていない状況ではありません。

理由2

・約半数の学童クラブで専用区画の基準の1.65㎡/人に満たない状況である。

(回答)

・国は支援の単位を構成する「児童の数」は、「毎日利用する児童数」に「週の内数日を利用する児童の平均利用人数」を加えた数としています。平成26年12月1日現在で、在籍数が新定員をオーバーしている学童クラブは10所ありますが、国の考え方で整理すると、新定員をオーバーしているのは7所で、そのほとんどが1割程度のオーバーです。

27年度は、さらに、長期休業利用や放課後子どもひろばの機能拡充を行います。こうした新しい仕組みの利用動向も見ながら、基準に満たない学童クラブを解消できるよう、引き続き検討していきたいと考えています。

理由3

・3年生までは待機児童を発生させずに、保育の質も維持してほしい。

(回答)

・定員の見直しの考え方は、学童クラブの専有スペースの面積を一人当たり概ね1.65㎡確保できるようにし、上限を2つの支援の単位の80名とするとしたものです。従来の定員では、1.65㎡確保できていなかった学童クラブは定員を減らし、定員が増える学童クラブも、児童数に応じた職員を配置しますので、3年生までは全員受け入れた上で、保育の質を維持・向上させていきます。

理由4

・約半数の学童クラブで小学6年生まで受け入れできない。希望者が入所できるよう学童クラブの増設を含め需要に見合った対応をしてほしい。

(回答)

・国も、特に高学年の児童の放課後には様々な過ごし方があることにも留意して、児童館や放課後子どもひろば等の活用も考えられるとしています。また、一般的には、1年生に必要な保護機能と6年生に必要な保護機能は、大きく異なると考えられます。

3年生までで定員を超える学童クラブ需要が見込まれる地域については、延長

利用に加えて出欠管理を行うなど、6年生までを対象に放課後子どもひろばの機能を拡充します。また、放課後子どもひろばでは対応できない長期休業中の朝8時から10時までの需要に対しては、学童クラブの長期休業期間利用の仕組みを新設し、定員の1.3倍まで受け入れる体制を整えました。今後も、多様な選択肢を提供し、一人ひとりのお子さんに適した放課後の居場所を選択できる環境を整備してまいります。

こうした環境を整備してもなお、3年生までで定員オーバーが発生し、需要増が見込まれる地域については、学童クラブの改修や増築等を含め、定員の確保方策を検討していきます。